第4章

人権教育・啓発の推進について

第4章 人権教育・啓発の推進について

人権課題の解決や人権尊重社会の実現は、行政だけの取組だけでは困難で、家庭、学校、事業所・職場等、その他様々な場や機会を通じて、市民と協働して人権教育・啓発を行うことが重要です。

人権教育及び人権啓発は、市民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身に付くとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかり身に付くよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む必要があります。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進するために、家庭、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、地域社会、企業等のあらゆる生活の場を教育や啓発の場として、人権の様々な問題について常に配慮し、様々な手法を用いて、積極的な取組をしていきます。

(1) 家庭

幼い頃からの人権意識の醸成は、とても大切な取組であり、各家庭の役割は極めて重要なものです。そこで、家庭では、教育力の向上を図ると同時に、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを自らの姿をもって子どもに示していくなど、日常生活の中での人権教育を推進します。

また、各家庭への正確な知識・情報の発信を推進します。

- ① 社会教育法の分野において、家庭教育に関する学習機会の充実を図る
- ② 保護者への学習機会や子育てに関する情報の提供、相談体制の整備を行う
- ③ PTAや地域での公民館活動での学習・啓発活動を通じて、家庭における人権教育・ 啓発の充実が図られるような支援をする
- ④ 学校・保育所や地域社会における子育て支援事業等との連携を図りながら、積極的に 人権尊重精神の普及・啓発を行う
- ⑤ 子育てに不安や悩みを抱える保護者などへの相談事業や相談体制の充実を図る
- ⑥ 家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防止する
- ⑦ 学校や地域社会との連携を一層強め、相談活動機能の充実を図る

(2) 保育所・認定こども園・幼稚園

保育所・認定こども園・幼稚園は、人間形成の基礎をつくる時期にある乳幼児が、その生活時間の多くを過ごすところです。家庭や地域社会と連携することで、子どもが自己を十分に発揮する活動ができるようにし、また、健全な心身の発達を図り、豊かな人間性を持つ子どもの育成に努めます。

人権教育・啓発の内容

- ① 他児との生活や遊びの中で、思いやりを深め、人の立場を考えて行動することやいた わりの気持ちを持つことなど人権を尊重する心を育み、人と関わる力を養う取組を実 施する
- ② 「人権を大切にする心を育てる保育」を推進する
- ③ 家庭・地域社会・小学校との連携を密にして、子どもの発達の全体的な姿を把握し、家庭と保育所・認定こども園・幼稚園がそれぞれの役割を十分理解し、一人ひとりの子どもの特性や発達の課題に留意した保育取組を実施する
- ④ 職員が人権問題について、正しい理解と認識をさらに深めるとともに、具体的実践につながる研修を実施する

(3) 学校

① 学校教育

学校教育では、国・県・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら、 児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営むうえで必要な知識・技能、態度等を確実に 身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養(かんよう)を図ります。

- ① すべての人の基本的人権を尊重する心を育む
- ② あらゆる人権問題の解決に向けた実践的態度を育成する
- ③ 児童生徒の発達段階に即した系統的・計画的な推進を図る
- ④ 日常的・系統的な教職員研修を推進し、認識を深め指導力の向上を図る
- ⑤ 人権教育の推進にあたっては、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチとそれぞれの人権問題の解決という個別的な視点からのアプローチにより、人権意識の高揚とあらゆる人権問題の解決を図る

② 学校教育と社会教育の連携

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域社会の実情に応じて、 学校教育と社会教育との相互連携を図ります。

- ① すべての教育活動を通した推進
 - ●人権に配慮した教育活動等に努める
 - ●教育活動全体に人権教育を適切に位置付ける
 - ●一人ひとりを大切にした教育を推進する
- ② 人権意識の高揚及び解決に向けた実践的態度の育成
 - ●互いの個性や価値観の違いを認め、自己を肯定し、他者を尊重するなど豊かな感性を 育む
 - ●日常生活において、自然に態度や行動として現れるよう、実践的態度の育成を図る
 - ●様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、解決に向けた態度・技能・能力の 育成を図る
- ③ 生涯学習の視点からの推進
 - ●生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上に 努める
 - ●多様な進路を主体的に選択できる能力を身に付けさせる
 - ●一人ひとりを大切にした教育を推進する観点から、個々の児童生徒の実態に応じた効果的な指導を実施する
- ④ 家庭・学校・地域社会・関係機関の連携
 - ●日常的・継続的な家庭との連携を強化する
 - ●地域連携、関係機関連携等を図り、個々の課題に即したきめ細やかな指導に努める
- ⑤ 社会教育等との連携
 - ●社会性や豊かな人間性を育むため、多様な体験活動の機会の充実に努めるとともに、 様々な人権問題の解決を目指して総合的な取組を推進するため、社会教育との関連性 を深めながら、関係行政機関とも連携を図る
- ⑥ 教職員の認識の深化と指導力の向上
 - ●児童生徒の人権意識の高揚を図るうえで、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが豊かな人権意識を持つ
 - ●人権教育に関する知識・技能の向上を図る
 - ●人権尊重を踏まえた教育活動を推進する
- ⑦ 各学校における研修やその他教育委員会等の研修講座
 - ●人権教育を進めていくための認識の深化と指導力の向上に努める

(4)地域社会

地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活の様々な場面を通じて人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。

地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、様々な人権教育・啓発活動を通して、地域住民の人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促します。

人権教育・啓発の内容

- ① 人権問題、人権擁護思想の普及・高揚
 - ●12月の人権週間の催しや街頭啓発、2月の人権フェスティバル開催を通じての周知・ 啓発を行う
- ② 地域社会における教育・啓発や学習の機会の充実
- ③ 専門機関による研修に市職員を派遣し指導者の養成
- ④ 女性や子ども、高齢者など各業務を担当する部署における職員養成
 - ●業務に関して、人権を尊重する社会を構築する地域の指導者としての役割を担う職員を養成する
- ⑤ 人権擁護委員の活動と連携し、地域における更なる周知と幅広い人材の養成

(5) 企業等

企業等による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっており、国ではSDGsで掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組の1つとして「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業等に対してワーク・ライフ・バランスを尊重するために時間外労働の上限を撤廃したり、労働安全衛生法に基づきストレスチェックを実施するなど人権を尊重した行動をとるよう求めています。

企業や職場における人権に関する研修や啓発活動の推進に努め、企業等の主体的な取 組を促します。

- ① 就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施する
- ② 人権に関する企業内研修を充実させることで、人権感覚をもった人材を養成する
- ③ 高齢者や障害のある人、外国人などの多様な人材が働きやすい職場環境づくりにむけた周知・啓発を行う
- ④ 企業に対する人権デュー・デリジェンス*の導入促進に向けた周知・啓発を行う

2 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育・啓発

人権が尊重される社会づくりを推進していくうえで、人権に関わりの深い職業に従事する者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育の充実を図ります。

(1) 市の職員

市の職員は、その職務上市民の人権に深く関与しているので、すべての市職員が人間として、また公務員として、十分な人権感覚を身に付け、常に人権の視点に立って職務を遂行することが必要です。「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるか」ということを考える積極的な意識を持った市職員の育成のため、次の研修を実施します。

人権教育・啓発の内容

- ① 時事的な関心ごとに合わせた人権問題に関する採用時の職員研修を行う
- ② 職階別の研修を行う
- ③ 人権問題の解決を目指して開催される諸集会に参加する
- ④ 全職員を対象とした人権問題に関する研修を行う
- ⑤ 各部局において担当する業務内容を考慮した人権研修を行う

(2) 学校教育·社会教育等関係者

学校教育

就学前教育・学校教育に携わる職員は、子どもの人権を守ることはもとより、子どもの人権意識を育む教育を推進する使命を持っています。特に学校における人権教育の推進にあたっては、指導者である職員自身が、人権及び人権問題に関する深い理解と認識を持つことが必要であり、職員のたゆまぬ自己研鑽が求められています。また、学校の教育活動を通じ、子どもの人権尊重の意識を高める教育を行う実践力を身に付ける必要があります。

このため、職員が自らの使命を自覚し、人権問題を自分自身の問題としてとらえるなど、自らの意識を変えるよう努めます。

- ① 職員一人ひとりが豊かな人権意識を身に付け、人権感覚を磨くための研修や指導方法の工夫・改善を目指した研修の充実を図り、職員の資質の向上を図る
- ② 学校における人権教育の積極的な推進をする

② 社会教育

公民館職員等の社会教育関係職員は、地域や家庭における人権教育の担い手として指導的役割が期待されています。このため、人権についての正しい知識と理解を深め、人権教育の担い手として適切かつ効果的に人権教育や指導を行うことができるよう努めます。

人権教育・啓発の内容

- ① 人権に関するフォーラムや、公民館職員研修を通じ、人権感覚の醸成を図る
- ② 具体的な事例や最新の事案を踏まえるなど、研修内容の充実を図る

(3) 医療・福祉関係者

医療・福祉関係者は、市民の生命や健康の維持・増進に携わっており、患者と医療側との信頼関係に基づき安心して治療を受けることができる体制が重要であることから、患者の立場に立った医療を行うとともに、病気等に関するプライバシーの保護に努めます。

人権教育・啓発の内容

- ア. 医療関係者
- ① 患者の意思を尊重し、患者本位の医療提供の推進
 - ●インフォームド・コンセント (患者に対する情報の提供と患者の合意) の理念の普及・ 徹底を図るなどの人権意識の向上のための啓発活動を推進する
- イ. 福祉関係者
- ① 施設等において対象者のプライバシーなど人権に配慮した処遇の徹底
 - ●人権意識の普及・高揚が図られるよう、研修・講演会等を通じて人権教育・啓発を実施する

(4)消防職員

消防職員は、市民の生命・身体及び財産を火災や地震等の災害から守る役割を担っており、 その活動が市民生活と密接にかかわっていることから、その職務を遂行するにあたっては、 人命の尊重はもちろん、被災者や患者の尊重、プライバシーの保護に十分配慮し、人権に対 する見識を深めていきます。

人権教育・啓発の内容

① 消防職員に対する人権課題に関する研修の充実を図る

(5) マスメディア関係者

情報化社会の進展が著しい今日、新聞・テレビ・ラジオなど各種広報媒体を通じた情報 提供は、世論の形成に大きな影響を与え、人権尊重社会を形づくるうえで、マスメディア の役割は極めて大きなものがあります。また、事件等の報道では、関係者の個人の名誉を 傷つけたり、プライバシーを侵害したりするおそれもあることから、マスメディア関係者 に人権の尊重について要望していきます。

- ① マスメディア関係者においては、人権教育・啓発のための自主的な取組がなされ、常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道が行われるよう要望する
- ② マスメディアに対して、人権に関する情報提供を行い、人権教育・啓発を推進する

